

第2回消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会補足資料

1. 川和功子同志社大学法学部教授への追加の質問と回答

【山本隆司委員からの質問】

18 頁について確認ですが、FTC に権限が認められていないと判断された「金銭的救済」とは、具体的に何でしょうか。消費者に対する返金でしょうか。損害賠償でしょうか。

FTC が消費者法違反に対して行い得る金銭の賦課として、civil penalty、不当利得の吐き出し、消費者に対する原状回復等が挙げられています。これらの手法のうち、よく用いられるもの、あまり用いられないものが特にあれば、ご教示いただけないでしょうか。また、これらは重疊的に課されることがあるでしょうか。

【回答】

一つ目のご質問ですが、判例によると、金銭的救済とは具体的には原状回復 (restitution) と、事業者が違法、不当に得た利益の吐き出し (disgorgement) ということになります。

二つ目のご質問についてはどの手法が良く用いられるかといったご質問なので、実際の執行について調査するのは時間がかかりそうな問題かとおもいます。可能であれば官庁ルートでお聞きいただけますとありがたく存じます。フォートナイトでは、COPPA 違反につき：2 億 7500 万ドルの罰金およびダークパターンと課金慣行につき：2 億 4,500 万ドルの返金といった重複的な金銭的賦課が行われているようです。

2 番めのご質問に関連する文献としましては、私自身は調査できていないのですが、松本恒雄先生が編集された消費者の被害の救済と抑止というご著作の 18-19 頁にアメリカの MRT インターナショナルの事例についての紹介と五十嵐先生の現代消費者法のご論考の紹介がありました。

2. 川和教授からの追加の御意見

お伝えし忘れていた点として、高齢者、児童に対する保護に加え、デジタル社会におけるすべての消費者に当てはまるデジタル脆弱性（「デジタル社会における消費者の脆弱性：「デジタル脆弱性」に向けて」-特集デジタル社会における消費者法の課題：日本消費者法学会第 15 回大会資料現代消費者法 56 号 5 頁）についても検討されるべきではないかという点がありました。